

仙台市環境影響評価審査会 議事録(要旨)

- 日 時 平成25年6月28日(金) 10時00分～11時24分
- 場 所 小田急仙台ビル 3階 会議室4
- 出席委員 持田委員, 永幡委員, 武山委員, 溝田委員, 安井委員, 山口委員, 山崎委員, 山田委員, 山本委員, 横山委員
- 欠席委員 風間委員, 西田委員, 松木委員, 松八重委員, 三上委員
- 事務局 大友環境局長, 佐藤環境部長兼環境企画課長,
早坂環境対策課長, 川股環境都市推進課長

■事業者 (仮称)東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)整備事業 事業者

事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局長挨拶 ・新事務局紹介 ・審査会成立報告
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認
持田会長	<p>【次第3 審議】</p> <p style="text-align: center;">《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p style="text-align: right;">→(各委員了承)</p> <p>議事録署名 武山委員に依頼</p> <p style="text-align: right;">→(武山委員了承)</p>
持田会長 事務局	<p>【次第3 審議1】</p> <p>それでは審議に入る。</p> <p>審議事項1の「(仮称)東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)整備事業」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>本案件は、震災復興のため特に緊急に手続きを実施する必要があるものとして、環境影響評価手続きの簡略化が認められており、準備書においては方法書で実施をすとしていた現地調査の一部を文献調査等で代替すること等となっている。</p> <p>また、事業を緊急に実施する必要があるものとし、荒井西土地地区画整理事業での準備書の審査に習い、本件の準備書の審査会での審議も、通常3回を要するところだが、2回で答申を頂きたいと考えている。</p> <p>本事業の環境影響評価準備書は、6月7日付で提出され、6月12日から1ヶ月縦覧を行っている。説明会は7月9日に開催予定。意見書の提出期間は7月25日までとなっているので、意見書の有無及び内容については、次回の審査会で報</p>

告する。

準備書についての説明は、事前に送付していることから省略させて頂く。

委員の皆様方から事前にご意見、ご質問が寄せられていることから、その対応方針について事業者から説明する。

事業者

資料の説明の前に、現在の事業の状況等について報告させていただく。これまでにご説明してきたように、本事業については、現在も地元からの1日も早い着工を要望されており、事業者としても、可能な限り早期に着工することを目指し作業を進めている。このなかで道路の設計に当たっては、ほ場整備事業など周辺の事業や、水路、河川、警察など関係する管理者との調整が不可欠であり、その部分で当初想定したよりも若干時間を要している状況である。今後のスケジュールとしては、7月に地域への事業説明会を実施、8月から用地取得を開始し、まとまった用地が取得できた場所から着工したいと考えている。そのために、工事の発注作業も並行して進める予定である。

事業者

(資料 1-2, 1-3 について説明)

持田会長

それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

永幡委員

資料 1-2 の 3 ページの 3.騒音・振動 No.6 の 2 階の居住に対する騒音の予測の件について、工事自体のイメージが若干つかめていないからかもしれないが、盛土の高さをどんどん上げていくと、途中でよりうるさくなることはあり得ないか。地盤面で工事を行い、しかも防音シートもない状況で工事を行えば、記載のとおり 2 階相当の高さで予測するのは無意味だが、盛土の高さが上がっていくと、音源がだんだん 2 階に近づいていかないか。

事業者

6メートルまで上がっていく過程の中でということか。

永幡委員

はい。盛土の高さが上がっていくことを考えたときに、ある瞬間に 2 階における騒音レベルの最大値は変わってこないか。

事業者

重機の稼働に伴う騒音の影響については、住居1階相当の高さ1.2メートルで予測をしているが、それは工事が地盤高で行われていることを仮定して予測している。予測地点における騒音レベルは、音源の高さと同じ高さにおいて最大となることから、例えば高さ4メートルの位置で工事をしたと仮定して、高さ4メートルで予測しても、予測した騒音レベルの最大値は変わらないと考え、その旨を記載した。

永幡委員

了解した。もう一点について、追加の環境保全措置で防音シートを設置するとある。防音シートの高さを考えると、騒音レベルは 2 階のほうが大きくなることはないか。

事業者

今回は仮定として防音シートを3メートルとして予測している。盛土は幅10メートル程度の長い法面を有する形状であることから、盛土が高くなれば高くなるほど、騒音源はだんだん住居から離れていく。確かに防音シートは3メートルまでしか

永幡委員
安井委員

いので、工事の高さは防音シート以上になってしまうが、騒音源が住居から離れていく効果もかなり大きいということで、現在のところ 3メートルの防音シートを設置すれば、騒音ピークへの対策としては十分ではないかと考え、このように示した。

了解した。本当にそうだと良いが。

資料 1-2 の1ページの1. 事業計画・全般的事項 No.2 に示されている対応方針について若干異議がある。

法面に樹木を植えた場合、津波による倒木等により盛土構造に悪影響を与え、道路機能や堤防機能を損なう可能性があるとして示しているが、ここまで津波が来て、盛土に植えた広葉樹が倒れるぐらいの状況ならば、そもそもこの道路は津波発生時には使えないのではないかと。また、盛土法面を芝張にした場合、雑草がぐちゃぐちゃに生えた景観が予測される。管理のお金をどれだけつぎ込むかによるが、30度を超える斜面の芝生をゴルフ場のように週に1遍ぐらい刈るということはあるまいだろうから、やはり盛土法面には岩沼市の千年希望の丘のように木を植えるべきではないかと思う。私は宮脇さんにお目にかかったことはないが、震災直後からラジオで聞いていたところ、がれきを廃棄しないで盛土に使って植物を生やしなさいと盛んに訴えておられた方である。

事業者

津波による倒木があった場合、もはやその道路は機能が失われているという指摘であった。我々としてこの道路は、盛土による堤防機能という点と、津波後にも救出路、避難、緊急的な輸送路として必要な道路として位置づけている。通常の低い位置にある道路にがれきが来た場合、それらを取り除くのは非常に大変である。本道路は盛土構造のため、ここまで津波が来た場合には越流するという前提の構造ではあるが、越流後には緊急路として可能な限り早期に啓開して使用したい。法面に樹木を植えた場合、倒木で路面が塞がれることや、倒木によって根が引っ張られ盛土構造に悪影響を与えるということも考えられ、可能な限りそのようなリスクを軽減したい。

岩沼市の千年希望の丘についても調べたが、丘の勾配は1対3や1対2の非常に緩やかな法面で、そこに木を植えるというものであり、盛土で津波を抑えるというより、盛土の上の樹木で津波の勢いを減衰させるというのが考え方の基本となっているようであった。この樹木をもって津波の勢いを減衰させるというのは、本事業より東側で林野庁が整備している海岸林の機能の一つであると考えられる。我々としては道路を盛土構造とし、なるべく盛土構造に悪影響を与えるリスクを軽減したいということで芝張りを考えている。

ただし、法面以外の部分では、堤防機能を損なわない範囲での植栽等について考えていきたいという回答をしている。

安井委員

私は防災の面ではなく、景観の面で指摘をした。絶対に雑草がはびこるのではないかと。管理は仙台市で行うと思うが、どのぐらいの頻度で管理するのか。道路を

事業者
安井委員

走行していて雑草がはびこった状態を見るのは嫌だし、周りの田の所有者も法面から雑草が侵入してくるのは嫌であろうと思う。相当規模の法面ではないのか。

法面幅は両側 10 メートルぐらいを想定している。

法面の下の方に木を植えることについては、津波時に道路に倒れることや、盛土に悪影響を与えることはほとんど考えられないと思う。

海岸林にしても、広葉樹なら津波を防いでくれたのに、松を植えているから津波で全て流れてしまったのだろう。林野庁で整備している海岸林は、また松だけを植林するのか。

事業者
安井委員
事業者
安井委員

林野庁も今、いろいろと検討しているようである。

松は根が短く、津波に弱い。

いろいろな意見があると聞いている。

少し話は脱線したが、私は法面の管理がどのようになるかということを危惧する。ずっと美しいゴルフ場のようになっているのかどうか。

事業者
持田会長

我々道路管理者としては、可能な限り管理するつもりではあるが、費用等、様々なバランスを考えての対応にはなってしまう。

今の話と関連して、資料 1-2 の 8~9 ページ 8 景観で指摘したかったのは、林野庁の海岸防災林があり、海岸公園にまた起伏があり、そこに木が植えられ、さらに本事業があり、緑が幾つも続くので、これらを一体として考えるべきだということだ。さらにこれに加えて、安井先生がメンテナンスについて指摘された訳だが、この点も重要だと思う。準備書の第 8 章 8.11 景観の予測結果に示されているモニタージュは非常にきれいな緑であるが、安井先生はもうちょっと雑草がはびこった状態を想像されて、景観上、本当に問題はないのかということと言われたものと思う。つまり、モニタージュのようなきれいな緑を本当に維持できるかを冷静に考えているかということの問題提起された。それが非常に大変なことかもしれないし、そのようなことはできないとなったら、実際はどのような景観になるのかということではないか。東北大学の片平キャンパスに地震後に仮設校舎が建っているが、そこにデザインの先生が壁面緑化を入れたが、かなり雑草がはびこり、ぼうぼうの状態になっている。それはそれで元気がでて私は好きだが、本事業の場合もそのような状態になったときを想定し、これだけの規模の法面なので、メンテナンスについてももう少し冷静に考える必要があるということがご指摘の大事な点かと思う。

安井委員

周りの田に雑草が拡散するわけである。去年の秋に、周りで稲刈りしている脇で、田の雑草を刈っている人を見て辛いなど思った。今年も山元町等では作付けできない田があるが、周りに迷惑だからと農家の方が雑草を刈っているわけである。盛土法面が放置され、雑草が拡散すると、周囲の田の所有者に対して失礼なことになるのではないかと思う。メンテナンスをきちんとやるなら結構だが、それは大変なことだと思う。

事業者	<p>確かにメンテナンスの部分については、準備書の中では余り触れてはいないが、我々道路管理者としては当然適正に管理するつもりではいる。ただし、他の市道や県道を見てわかるとおり、毎日草を刈れるわけではないので、できる範囲でやっけていくしかないと思っている。道路機能として草が茂って走りにくいか、周囲に影響を与えるという状況にはならないよう可能な限り適正に管理していきたいと考える。</p>
安井委員	<p>せつかくの緑が気持ち悪い緑にならないようにして欲しい。素敵な緑にならないと景観に寄与したことにならないのではないかと思う。</p>
持田会長	<p>壁面緑化や屋上緑化の建物を見に行くと、割と荒っぽい野性的な風景になっていることが多い。環境共生とはそういうものだと思えばそれまでだが、管理については少し考えるべきだ。</p> <p>それから、海岸林に植林される樹種に松がいいか広葉樹がいいかということについては、別の会議に出ても専門家により結構意見が分かれているところで、必ずしも松が悪いとは断定できないのではないか。</p> <p>さらに、法面に木を植えて問題がないか否かについても、宮脇先生が大変有名なのは存じ上げているが、私自身は判断がつかない。メンテナンスや他の事業との関係等を考え、また、新しい情報を逐次入れて考えていただきたい。</p>
横山委員	<p>今のことと関連するが、準備書 8.8-31 ページの植物の項目の存在による影響において、緑化法面からの周辺農地への種の侵入についてその影響は小さいと記述されているが、これは適正な維持管理がされるということが前提の話である。管理がされていれば周辺農地への種の侵入の可能性は少ないと思う。しかし、もし適正に管理されない場合は、法面は相当な面積があるので、かなりの量の植物が法面から周辺農地に侵入するということになる。もともとは水田にはなかった植物種が侵入するので、その点からも必ずしも影響は小さくない。適正に管理するという前提条件がなければ影響は小さいと言えないと思うので、ここは少し検討いただく必要がある。</p> <p>また、準備書の同ページに記載の特定外来生物のアレチウリの影響について、このような法面にはアレチウリが非常に生えやすいのはご存じだと思う。準備書に記載のとおり事業によっては確かに拡散、運搬はされないが、生育に適した場所ができてしまうことでアレチウリの生育が増長される可能性はあると思うので、そこは適切に対応する必要があると思う。</p>
持田会長 事業者	<p>準備書 8.8-13 ページにアレチウリの写真が出ている。</p> <p>先ほどの維持管理の面と、生態遷移の問題との関係にも大きくかかわると思うが、準備書の中で維持管理の頻度等が考慮されていないところである。ただ、維持管理の頻度に応じた道路法面の状態に関する事例は積み重なっているのだから、それらを踏まえ、景観および生態系の周囲への影響について検討してまいりたい。</p>
持田会長	<p>資料 1-3 の 3 ページの地形及び地質において、レベル 1 地震動に対する記述</p>

事業者

があるが、ここではレベル2地震動を考えなくてはいけないのではないかと。レベル2地震動に対応するために本道路をかさ上げするので、先ほどの災害時に道路が使えるのかという話もレベル2地震動で考えないといけないのではないかと。

ご指摘のレベル2地震動に対する考え方は、資料1-3の添付資料のうち準備書第2章の修正箇所として示している。今回、耐震性能の照査はレベル1地震動及びレベル2地震動で行うということである。

まずレベル1地震動に対しては資料1-3の3ページに示したとおりである。

次にレベル2地震動についてであるが、考慮すべき内容として大きく2点あり、盛土の安定性、それから液状化についてである。

「道路土工—盛土工指針」等で、レベル2地震動に対する土木構造物の設計をどうすれば良いかという考え方が載っている。それによると、レベル2地震動に対する土木構造物は、100%損傷を回避し、全くびくともしないものを作るということは求められておらず、求められる機能を確保することが重要であるとされている。本道路が求められている機能とは、津波からの堤防機能、及び津波到達までに避難が可能な路面条件を確保した道路機能であると考えている。

盛土の安定性については、既往の経験・実績をもとにすると、レベル1地震動に対する安定性の確保のために実施する基礎地盤の処理、排水処理、十分な締固め等の入念な施工が行われていれば、レベル2地震動による被害は限定的であるとの見解が出されていることから、レベル2地震動に対しても要求性能は確保されていると考えている。

一方、液状化については、レベル2地震動に対しての液状化の抵抗率が1以下の層が今回の地盤で出てくる。したがって液状化が発生する可能性が示されている。これについては液状化の対策を考えていかなければいけないが、ここでも要求性能をどう考えるかということで今後検討していかなければならない。液状化を完全にとめるということであれば地盤そのものの改良が必要となるが、我々が求めているのは、地盤を改良して液状化が発生する可能性を無くすことではなく、液状化が生じたとしても道路・堤防の機能を確保することである。このため、液状化の有無だけでなく、液状化によりどのぐらいの変状が起きるのか、つまり道路として使える範囲なのかどうかという検討が必要になる。

申しわけないが、今回そこを示すまでに至っていない部分があり、これについては対策工法等も含めて引き続き検討を進めていきたい。

山口委員

液状化や盛土の対策については資料を読んで大体納得できたが、気になるのは、長期的な走行性能である。盛土材として津波堆積物を活用するとのことだが、津波堆積物には有機物も含まれるので、長期間経過すると有機物が腐って道路が沈下することや、走行の振動の影響で、何十年か使っていると、あるいは何年も使わないうちに走行性能がかなり悪くなることも考えられる。おそらく津波堆積物で盛

事業者

土構造の道路を作って長期的に使用しているという事例は余りないと思うが、どのように考えているのか。

環境局の震災廃棄物対策室です。今回こちらの道路事業に対し、津波堆積物を我々のほうから提供しているということで出席している。

先ほどのご質問だが、津波堆積物はがれきが混ざった状況であったので、選別機によりがれきと土に選別し、その土を提供している。しかしながら、例えば 40 ミリや 20 ミリの選別機でふるっているが、小さいものは混入してしまう。

がれきの混入具合を調査するため、土を焼いて有機物がどのくらい減少するかを調べる強熱減量試験があり、その試験結果は、6%から7%程度であった。盛土材として使用されている関東ローム層も同程度の値を示しているので、この程度であれば使えるのではないかと考えている。津波堆積物を大々的に利用すること自体、今回初めての事例であり、確かに知見は少ないが、今の段階では、試験の内容を確認しながら判断している状況である。

山口委員

了解した。

もう一つ、資料 1-2 の1ページ 1.事業計画・全般的事項の No.1の指摘について、大体対応方針は理解しているが、対応方針4行目で「土質は同様と判断できる」というところの同様と判断する基準はどのように考えているのかというのを教えて頂きたい。

事業者

今回、津波堆積物は砒素とフッ素について溶出基準を超過している状況だが、自然由来を判断する根拠が実際にあり、地震が起きた年の平成 23 年 9 月に、環境省で津波堆積物の一体的な調査をしているおり、鉛、フッ素、ホウ素、砒素が基準超過している。その報告書には、原因として、砒素は自然由来、フッ素は海水由来が考えられるという文言があり、そういった報告も考慮し、自然由来、海水由来と判断している状況である。

津波堆積物は仙台市の津波浸水区域の全域から回収しているが、津波堆積物の調査を 9 カ所実施している中で 8 カ所から砒素が検出され、そのうち 7 カ所が超過している現状である。例えばそれが自然由来ではなく、どこかの施設等からの影響であれば局所性が出てくるはずだが、局所性がなく一様に超過しているところがあるので、その点から見ても自然由来であるという判断である。

山口委員

盛土を活用する場所の土壌の調査を実施し、例えばそこで自然由来で汚染されていたとして、そこで分析した最大値を超えていないから使っても大丈夫だとか、そのような基準を決めて土質が同様と判断しているわけではないのか。そのような基準がないままに曖昧にすると、住民説明はやりにくい気はするがいかか。

事業者

今回、確かに溶出基準を超過しているが、盛土を活用する場所の土壌の調査を実施することは権利関係の問題もあり現実的に難しく考えていない。

対応方針において、なお書きで「津波堆積物を活用する場所は、不確定要素の

影響を回避するためにも、津波堆積物以外の盛土材により被覆するとともに、地下水飲用の可能性のある集落に隣接している区間には使用を控えるよう検討してまいります。」と回答している部分があるが、我々としてはこの対応で影響は回避できると判断しているところである。実際、土壌汚染の影響があるとすれば地下水への汚染である。土壌溶出基準とは、汚染した地下水を飲用した場合に、70年間毎日2リッター飲み続けても有害な影響がない濃度としての基準であり、地下水への影響はどうかの一つ大きなところである。

そのような影響も考え、津波堆積物については今回の事業と、海岸堤防工事、海岸防災林工事、海岸公園工事に提供し、海岸付近に集約させるという形で考えており、地下水の飲用の可能性のある集落についてはできるだけ避けて使っていこうという形で検討している。

山口委員

わかりました。私としては基準を決めてしまえば、住民が居住するところがその基準以下だったら使っていけるという説明ができるかと思っていたが、そうではなく、危険性があるなら住民が居住するところでの使用はやめようという考え方ということだ。

事業者

津波堆積物という今まで使用の事例がない盛土材を使用するという不確定要素を考え、そのような内容で考えたい。

山口委員

ちなみに、その津波堆積物を使用しない区間を設けることは、津波堆積物の活用が阻害されるぐらい広い範囲となるのか。

事業者

現在、本道路の沿線は集落が極めて少ない状況であり、道路の脇に家が張りついているのは新浜付近と種次付近である。しかも被災して人もほとんど戻ってこないところもあるので、実際の居住状況は今後どうなるかわからないが、確認しながら活用する。

地下水への影響範囲は250メートルという話も聞いており、余り広い範囲で津波堆積物を活用できないということではないと考えている。さらに、基本的にほとんどのエリアでは人が住んでいる状況ではないので、津波堆積物の活用にはそれほど大きな影響を与えないと考えている。

山口委員

わかりました。多分こういった問題は住民の感情の部分が大きいと思うので、よく調整していただければと思う。

永幡委員

今の話と関連して、ここの地域は新浜等の一部を除いて今後居住するということはほとんど考えなくていいのか。

事業者

既に集落がある場所以外では、市の方針として市街化調整区域に新たな開発は認めないという基本的なスタンスがある。かさ上げ道路より東側については、災害危険区域に設定しているため、居住することはあり得ないと考えている。かさ上げ道路より西側についても通常の都市計画の考え方からして新たに集落ができるということは基本的にはないと我々は考えている。

永幡委員	<p>騒音の影響について、環境基準を超えていることは由々しき事態だと言いたいところであるが、人が住まないところに、どこまで環境基準を守りなさいと言うのかというのはまた別問題になってくる。余り人が住まないのであればこれで良いかとも思うが、住んでいる人が結構いる、あるいは例えば新浜等に住民が戻ってくるというのであればもうちょっと慎重に考えてほしい。</p>
事業者	<p>居住する人は、実際にはかなり減ってきている。本事業により、かさ上げ道路から西側が居住可能になり、災害危険区域でもないので、住民が戻ってくることに意見できるものではない。しかし、このエリアに関しては、今まで居住していた人口以上に人口が増えるということはないと判断している。恐らく震災前より人口は減るのではないかと考えているが、最終的にどうなるかは未確定である。</p>
山本委員	<p>資料 1-2 の 9 ページ 11.温室効果ガスの No.1 の対応方針について、これはざっと計算して 1.2%ぐらいだったということか。計算できるのであれば、その旨を記載してもらいたい。重機等は、一般車両より温室効果ガスの排出が多いので、こんなに少量なのか、もっと排出するのではないかと皆が思う。排出量は少ないということについて、きちんと裏づけが記載してあれば安心してもらえと思う。</p> <p>次に、同資料 10 ページの No.2 の非エネルギー由来の温室効果ガスの排出について、例えばビルディングの場合は、コンクリート等のような資材を使うかによって温室効果ガスの排出が多くなることもある。本事業ではコンクリート等は余り使わないという話は以前あったが、対応方針を見ると、廃棄物の燃焼による発生と土地利用の変化に伴う吸収量の変化、この2つしか排出源として示されていない。本事業では、ただ土を盛ってならずだけではなく、舗装したり、側溝やトンネルを作ったりと、それなりの資材面からの非エネルギー由来の温室効果ガスが排出される。概算でも良いので予測してもらいたい。</p>
事業者	<p>もう少し細かく見ながら検討していきたいと思う。</p>
山本委員	<p>資材面からの非エネルギー由来の温室効果ガスの排出量については、実測値ではなく計算値だけになる。式などは決まっているので、予測してもらいたい。</p>
事業者	<p>わかりました。</p>
溝田委員	<p>震災以降、海岸では国交省による 7.2 メートルの堤防工事が概ね終了しており、次に林野庁の防潮林工事が進んでいる段階だと思う。準備書において、猛禽類の広い行動範囲を示している図が掲載されているが、おそらく堤防工事を実施していたらその近くでは猛禽類は行動していなかったものと思う。今回の仙台市の案件に先行して国交省や林野庁も猛禽類の調査を実施していると思う。その調査のデータも考察の一つに加えて、ここで工事を行っていたから猛禽はこういう行動をした等の因果関係をつかむことができれば、仙台市の工事でも応用できると思う。猛禽類のように行動範囲が広い動物に関しては、ぜひ今回の調査だけでなく国交省と林野庁の調査も参考にしてもらいたい。</p>

事業者	実際に調査が実施されているのであれば、データ提供はどのぐらいしていただけるか分からないが、国交省や林野庁に話を聞いてみたい。
溝田委員	林野庁はわからないが、国交省は丁寧にやっているのだから、参考にしてもらいたい。
事業者	わかりました。
溝田委員	もう1点、動植物の注目種などでレッドリストを参考にされていると思うが、宮城県の場合、今年3月で改訂され、新しく追加された種もある。準備書は、改訂前のレッドデータブックしか反映されていないので、新しく追加された種もぜひ加えてもらいたい。
事業者	レッドリストが改訂されたことは認識しており、位置情報も含めて今回の準備書に反映している。これからまだ行う調査もあるので、評価書の中ではこれらを含めて記載していきたい。
武山委員	大気質、騒音・振動の環境保全措置についてである。 準備書8.1-52ページの大気質の環境保全措置において、路面平坦性の確保と記載がある。これは見出し及び表8.1-51には記載があるが、本文の説明では記載がない。路面平坦性というのは振動に影響はあると思うが、大気質には余り影響がないのではと感じた。本文との整合性もあり、大気質の環境保全措置には入れなくても良いのではないかと。平坦性がどれだけ適切に維持できるのかという点で疑問もあるが、極力維持管理するという前提のもと、振動の環境保全措置には入れておいても良いと思う。 また、準備書8.2-36ページの騒音の環境保全措置で、道路勾配を調整するということだが、どういう意味なのか。
事業者	交差点付近が急勾配になれば発進のときに騒音や大気質に悪影響を与えることから、発進をスムーズにするため、基本的には交差点付近は勾配の緩い基準を使って道路を設計するというのを考え、記載したものである。
武山委員	予測評価に、勾配の影響は入れているのか。
事業者	入っていない。
武山委員	騒音に限らず交差点であまり勾配をつけないほうが良いということであれば、考えのとおりで良いが、あえてここに書かなくても良いのではと思う。
持田会長	今のご指摘は、路面平坦性が、関係のないところに記載があるが、大事などころには記載がないということか。
武山委員	大事などころに記載はある。振動のところに残すのは良い。
持田会長	振動には入っているわけですね。大気質には。
武山委員	大気質にはあまり影響が大きいことと、見出し及び表に記載はあるが、本文に記載がないので、抜いたほうが良いと思う。
持田会長	わかりました。

	<p>ほかにはよろしいか。</p> <p>いろいろな意見が出たが、あちらを立てればこちらが立たずのような、津波堆積物を使うのはいいことだが、使おうとするとうるさくなるとか、なかなかバランスが難しい話だ。個人的に一番大事だと思うことは、先ほど説明があった資料1-3の2-55ページで示されたレベル2の地震動に対し、①津波からの堤防機能を確保すること、②自動車が津波到達までに避難できるよう路面条件を確保すること、という機能が確保できないのであれば、何のためにこれだけ大騒ぎしているのかわからないので、これは絶対確保しなければいけない。しかし、こればかり見ていると、とんでもなく手間のかかるものを作ってしまうと、例えば路面平坦性がおかしくなると頻りに補修しなければいけないということや、景観を考えれば、頻りに芝刈りしなければいけないということになってしまってもいけないということで、大変難しいと思う。よくバランスを考える必要がある。</p> <p>それから、周辺で同時にいろいろな事業が進んで行く訳であるから、周辺の変化を計画によく反映する必要もある。</p> <p>また、先ほどのレベル2の地震動に対する設計の考え方についても、研究が今一生懸命行われているところであり、1年後、2年後は研究成果もどんどん出てきているはずである。長期の工事なので、周辺の事業の計画や新しい研究成果など、新しい情報をどんどん取り入れていただくことをお願いしたいと思う。</p> <p>ほかになれば、一応ここで意見は終わりとする。</p> <p>追加の質問、ご意見などがあれば、後ほど事務局に提出をお願いします。</p> <p>今回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたいと考えている。</p> <p>それでは、次第4の事務連絡に移る。事務局からお願いしたい。</p>
事務局	<p>【次第4 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 7月5日(金)夕方5時まで ・次回審査会 8月7日(水) 10:00～ <p>予定案件</p> <p>(仮称)東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)整備事業準備書(2回目)</p> <p>東北大学青葉山新キャンパス整備事業事後調査報告書(第1回)案</p>
事務局	<p>【次第5 その他】</p> <p>特になし</p>
事務局	<p>【次第6 事務連絡】</p> <p>《審査会終了》</p>

平成25年8月9日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

接田 灯

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

武山 春